

入札説明書

総合評価方式(特別簡易型【地域維持型】)

本説明書は令和8年9月24日入札公告を行った下記2の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和8年9月24日

島根県松江県土整備事務所長 中村 壽浩

記

- 1 担当部局 島根県松江県土整備事務所 松江北道路建設室 工務課
〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-1 TEL 0852-32-5752

2 入札に付する工事

工事名	国道431号(松江北道路)県単道路工事 持田工区 道路改良(第1期)
-----	------------------------------------

3 総合評価方式の評価方法及びイメージ図(一般的事項)

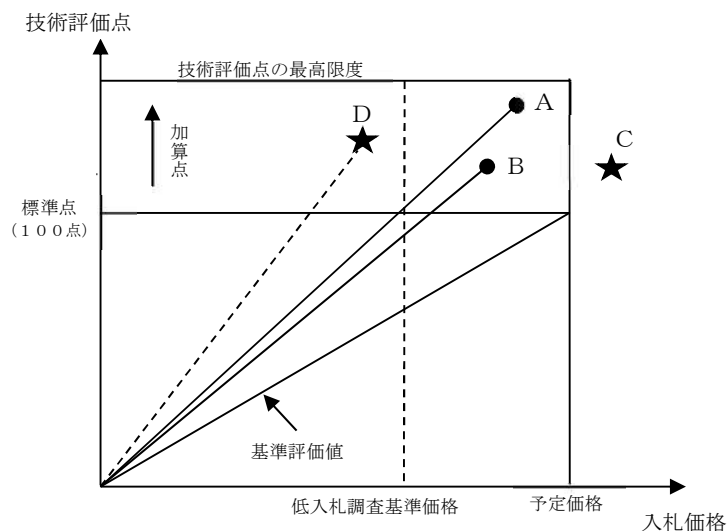
(1) 総合評価方式による入札参加者の順位付け

入札参加者それぞれに標準点(100点)を与え、それに評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した(評価値)の大小をもって行う。

$$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{標準点}(100\text{点}) + \text{評価項目毎の加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

(2) 総合評価方式のイメージ



各社の評価値＝技術評価点／入札価格
評価値の大小(すなわち直線の傾き)で順位をつける。

A社はB社より入札価格は高いが技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転する。
→ A社が落札者となる。
ただし、D社が低入札価格調査において適切とされた場合はD社が落札者となる。

C社は予定価格超過のため落札者としてない。

4 評価項目及び評価基準

(1) 企業の評価

①企業の工事成績評定点

企業の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象となる工事成績

完成年度	令和5年度から令和7年度（完成及び引き渡し完了）
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

■評価基準

- ◆対象となる工事成績が2件以上で工事成績評定点の平均点が7.3点以上のものは3点
- ◆対象となる工事成績が1件で工事成績評定点が7.3点以上のものは2.5点
- ◆上記でない者は0点

(2) 配置予定技術者の評価

（注1）複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

（注2）配置予定技術者は、主任技術者又は監理技術者とする。

①配置予定技術者の資格

入札公告日前日時点で保有する以下の資格を評価する。

1級もしくは2級土木施工管理技士

1級もしくは2級建設機械施工技士

■評価基準

- ◆2点：1級土木施工管理技士 又は 1級建設機械施工技士
- ◆1点：2級土木施工管理技士 又は 2級建設機械施工技士
- ◆0点：資格がない者

(3) 地域貢献・その他

①防災協定の締結実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県との『防災協定』※を連続で締結した実績を評価する。

(協定を締結した団体の構成員はもとより、協定に参加している協力企業等も対象とする。

ただし、評価の対象者は、団体が所管する地域内に建設業法に規定する営業所を有する者に限る。)

※「風水害・(雪害・)地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定」

■評価基準

- ◆締結実績がある者は1点
- ◆締結実績がない者は0点

②ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績

令和6年度及び令和7年度において、島根県内でのボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績を評価する。

- ・ ボランティア活動は客観的に認められるもの(例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動)で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事(社外に公表しているもの)、自治会長等の証明など実績を証明できるものを添付すること。
- ・ ボランティア活動及びハートフルしまね活動のいずれの参加実績は、会社として年度間のべ人数が10名以上または従業員の半数(最低3名)以上が参加していること。従業員数は当該活動時点のものとする。

■評価基準

- ◆どちらかの年度に参加実績がある者は1点
- ◆参加実績がない者は0点

- ③県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績
令和6年度及び令和7年度における、県管理公共土木施設に関する維持管理業務（発注機関は問わない。島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。）または島根県発注の海岸漂着物の回収業務の契約実績（県が認めた下請け業務も含む。）とし、それぞれの年度で1回の契約期間が5ヶ月以上のものに限り評価する。

ただし、松江県土整備事務所発注の除草業務委託（県管理道路、堤防）においては、年度で1回の契約期間が2ヶ月以上のものに限り評価する。

また、1回の契約期間が両年度にわたる場合は、契約期間の長い方の年度を評価する。ただし、1回の契約期間が1年5ヶ月以上の場合、両年度とも契約実績があるとして評価する。

なお、指定管理者制度によるものは評価の対象外とする。

■評価基準

- ◆どちらかの年度に契約実績がある者は1点
- ◆契約実績がない者は0点

- ④県管理道路・空港を含む除雪業務の契約実績

令和6年度及び令和7年度において、県管理道路・空港を含む除雪業務（凍結防止剤散布業務を含む）の契約実績を評価する。ただし、島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。

■評価基準

- ◆どちらかの年度に契約実績がある者は1点
- ◆契約実績がない者は0点

(5) 減点

①低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和7年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が73点未満であれば、減点を行う。(工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。)

■減点基準

◆70点の者は－3点

◆73点の者は0点

◆中間の者は按分で点数を算出

【減点 ＝ 3点 × (73－低入札工事の点数) ÷ (73－70)】

なお、対象工事が複数ある場合は、工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

『減点の計算事例』

A社の県発注工事(令和7年度から公告日前日)の低入札工事の工事評定点が71点と72点であれば、71点を採用して、

$$A社の減点 = 3点 \times (73^{点} - 71^{点}) \div (73^{点} - 70^{点}) = 2.0点$$

(小数第2位四捨五入)

②県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点

島根県発注の令和7年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

■減点基準

◆県内下請の使用義務付け違反の場合は－1点

◆県内産資材の使用義務付け違反の場合は－1点

5 技術資料の審査の統一事項

技術資料の審査が公平かつ迅速に行えるよう「総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項」及び「同統一事項(具体事例)」を定め、下記に掲載しているので参考にする。

島根県ホームページ

トップ > 環境・県土づくり > 技術管理 > 技術管理情報 > 総合評価方式
> 建設工事総合評価方式、業務委託総合評価・プロポーザル方式

【総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項】

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sougouhyouka/